

# 高知県建築設計等委託業務成績評定要綱

平成30年4月1日制定  
令和3年7月1日改訂  
令和5年6月1日改訂  
令和5年11月1日改訂  
令和7年8月1日改訂  
土木部長

(目的)

**第1条** この要綱は、高知県土木設計等委託業務検査規定（平成13年高知県訓令第14号の2。以下「検査規程」という。）第13条の規定に基づき、建築設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

**第2条** 評定は、1件の当初業務委託料が500万円以上の建築工事に係る設計等委託業務のうち、次の各号に掲げる業務に対して実施する。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務
- 三 建築工事監理業務
- 四 地質調査業務、工損調査業務
- 五 上記一号から四号以外の建設コンサルタント業務

(評定者)

**第3条** 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該委託を担当する調査職員（総括調査員、専任調査員、主任調査員、調査員）とし、下表の区分とする。

完 成 検 査	評 定 対 象 者
1) 第一次評定者	調査員
2) 第二次評定者	主任調査員 (もしくは専任調査員、総括調査員)
3) 最終評定者	検査職員

(現場の状態把握)

**第4条** 委託業務の評定を行う立場にある調査職員は、努めて業務内容の把握及び打ち合わせを行い、粗漏な業務を防止するため、常に適切な指導と助言を行うとともに、業務成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

**第5条** 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、下表の評定表によるものとする。

要綱第2条各号の委託業務	評定表
一、二号の委託業務	別記様式1
三号の委託業務	別記様式2
四号の委託業務	高知県土木設計等委託業務成績評定要項 (令和5年3月31日)による。(評定者は本 要綱第3条による評定対象者によらず、土 木設計等委託業務成績評定要綱による評定 者とする。)
五号の委託業務	別記様式3

(評定の時期)

**第6条** 検査職員は完了検査（債務業務の最終出来高検査と部分引渡検査を除く）を実施後速やかに、調査職員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

**第7条** 最終評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を検査命令権者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

**第8条** 検査命令権者は、評定者から評定表等の提出があったときは、評定の結果を、別記様式4により、受注者に遅滞なく通知するとともに当該委託業務の入札及び契約担当部署で閲覧に供するものとする。

2 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(評定の修正等)

**第9条** 検査命令権者は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式5により、受注者に遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

**第10条** 第8条または第9条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式6）により当該委託業務を監督した所属の長（以下「所属長」という。）に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による説明を求められたときは、書面（別記様式7）により回答するものとする。

3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。

4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(再説明請求等)

**第11条** 前条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面（別記様式6準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、高知県土木設計等委託業務検査規定（平成13年4月1日訓令第14号の2）第12条第2項に定める「検査処置検討会議」の審議を経て、書面（別記様式7

準用)により回答するものとする。

- 3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。
- 4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(雑則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、委託業務の成績評定に関し別途細目を定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

建築委託等（監理以外）業務成績評定表

（要綱第2一号及び二号に規定する業務）

建設検査長	技術管理課長	課長補佐		検査員	建築課長	課長補佐	チーフ		
委託業務名									
委託番号					契約年月日	令和 年 月 日			
委託場所					履行期間	自	令和 年 月 日		
受託者名						至	令和 年 月 日		
業務委託料					完了年月日	令和 年 月 日			
管理技術者					検査年月日	令和 年 月 日			
調査職員所属名		調査員（職氏名）							
建築課		副調査員（職氏名）							
評定職員 （職氏名）	第一次評定者			第二次評定者			最終評定者		
<b>業務評定点</b>									
加減点数の 評価項目別 内訳	評価項目		項目 の分類	一次評定者 得点 / 配点	二次評定者 得点 / 配点	最終評定者 得点 / 配点	集計 得点 / 配点		
	業務の 実施能力	業務実施体制	基礎	/	/		/		
		管理技術者の能力	基礎	/	/		① / ②		
		主任担当技術者の能力	基礎	/	/		/		
	業務の 実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	基礎	/	/		/		
		調整及び説明、対応の迅速性	基礎	/	/		/		
			創意工夫	/			/		
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎	/	/		/		
	創意工夫		/			/			
	業務目的の 達成度	業務目的の達成度	基礎	/	/	/	/		
		課題への対応	創意工夫	/	/	/	/		
	小計（基礎項目）			/	/	/	③ /		
	小計（創意工夫項目）			/	/	/	/		
	加減点数合計			/35.0	/35.0	/35.0	④ /35.0		
	各評定者別評定 65+加減点数得点				点	点	点		
分野別評定内訳 （一次評定者及び最終評定者による評定）				意匠（ 点）	電気（ 点）	機械（ 点）			
				構造（ 点）	電気積算（ 点）	機械積算（ 点）			
				建築積算（ 点）					
⑤ 業務評定点（総合点：減点無し） 65+④							点		
（基礎点 65+③ 点） （管理技術者評定点 65+35×①÷② 点）									
⑥ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点							点		
⑦ 業務完了後に生じた事由による減点							点		
業務評定点（総合点） ⑤+⑥+⑦							点		
所見	一次評定者			二次評定者			最終評定者		

注1) 加減点数合計は、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算して算出している。

別記様式 2

建築工事監理委託業務成績評定表

(要綱第 2 三号に規定する業務)

建設検査長	技術管理課長	課長補佐	検査員	建築課長	課長補佐	チーフ	
委託業務名							
委託番号				契約年月日	令和 年 月 日		
委託場所				履行期間	自	令和 年 月 日	
受託者名					至	令和 年 月 日	
業務委託料				完了年月日	令和 年 月 日		
管理技術者				検査年月日	令和 年 月 日		
調査職員所属名	調査員 (職氏名)						
建築課	副調査員 (職氏名)						
評定職員 (職氏名)	第一次評定者		第二次評定者		最終評定者		
<b>業務評定点</b>							
加減点数の 評価項目 別内訳	評価項目		一次評定者	二次評定者	最終評定者	集計	
			得点 / 配点	得点 / 配点	得点 / 配点	得点 / 配点	
	専門技術力	業務執行技術力	/	/	/	/	
	管理技術力	迅速性、工程管理能力、調整能力	/	/	/	/	
		品質管理能力	/			/	
		弾力性等	/			/	
	コミュニケーション力	説明力、表現力、協調性	/			/	
	取組姿勢、社会性	責任感、積極性	/	/		/	
	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認		/	/	/	/	
	小計		/	/	/	/	
加減点数合計		/35.0	/35.0	/35.0	③ /35.0		
各評定者別評定点 65+加減点数得点			点	点	点		
分野別評定内訳 (一次評定者による評定)			意匠 ( 点)	電気 ( 点)	機械 ( 点)		
			構造 ( 点)				
④ 業務評定点 (総合点:減点無し) 65+③						点	
⑤ 事故等による減点						点	
⑥ 債務の不履行又は損害賠償による減点						点	
業務評定点 (総合点) ④+⑤+⑥						点	
所見	一次評定者		二次評定者		最終評定者		

注1) 加減点数合計は、採点結果の合計値を35点満点に換算して算出している。

建築委託等（監理以外）業務成績評定表

（要綱第2五号に規定する業務）

建設検査長	技術管理課長	課長補佐		検査員	建築課長	課長補佐	チーフ			
委託業務名										
委託番号					契約年月日	令和 年 月 日				
委託場所					履行期間	自	令和 年 月 日			
受託者名						至	令和 年 月 日			
業務委託料					完了年月日	令和 年 月 日				
管理技術者					検査年月日	令和 年 月 日				
調査職員所属名		調査員（職氏名）								
建築課		副調査員（職氏名）								
評定職員 （職氏名）	第一次評定者			第二次評定者			最終評定者			
<b>業務評定点</b>										
加減点数の 評価項目別 内訳	評価項目		項目 の分類	一次評定者	二次評定者	最終評定者	集計			
				得点 / 配点	得点 / 配点	得点 / 配点	得点 / 配点			
	業務の 実施能力	業務実施体制		基礎	/	/		/		
		管理技術者の能力		基礎	/	/		①	/ ②	
		主任担当技術者の能力		基礎	/	/		/		
	業務の 実施状況	業務履行中の説明資料に関する評価		基礎	/	/		/		
		調整及び説明、対応の迅速性		基礎	/	/		/		
				創意工夫	/			/		
		与条件の理解、業務への反映		基礎	/	/		/		
	創意工夫			/			/			
	業務目的の 達成度	業務目的の達成度		基礎	/	/	/	/		
		課題への対応		創意工夫	/	/	/	/		
	小計（基礎項目）				/	/	/	③	/	
	小計（創意工夫項目）				/	/	/	/		
	加減点数合計				/35.0	/35.0	/35.0	④	/35.0	
各評定者別評定点 65+加減点数得点				点	点	点				
分野別評定内訳 （一次評定者及び最終評定者による評定）				○○分野（ 点）						
				○○分野（ 点）						
				○○分野（ 点）						
⑤ 業務評定点（総合点：減点無し） 65+④							点			
（基礎点 65+③ 点） （管理技術者評定点 65+35×①÷② 点）										
⑥ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点							点			
⑦ 業務完了後に生じた事由による減点							点			
業務評定点（総合点） ⑤+⑥+⑦							点			
所見	一次評定者			二次評定者			最終評定者			

注1) 加減点数合計は、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算して算出している。

令和 年 第 号  
月 日

様

高知県知事

### 委託業務成績評定について（通知）

下記委託業務について、高知県建築設計等委託業務成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

委託番号	
委託業務名	
委託場所	
履行期間	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日
業務評定点	点
※ 業務評定点の内訳は、別表1のとおり。	

## 業務評定点の内訳

委託業務名： \_\_\_\_\_

評定の対象が要綱第2一号及び二号に規定する業務

	評価項目		評価の視点	項目の分類	得点	配点	
	加 減 点 数 の 評 価 項 目 別 内 訳	業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎	／	
管理技術者の能力			業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	①	／ ②	
主任担当技術者の能力			他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	／		
業務の実施状況		業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎	／		
		調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎	／		
				創意工夫	／		
与条件の理解、業務への反映（設計提案）		基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎	／			
			創意工夫	／			
業務目的の達成度		業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎	／		
		課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫	／		
小計（基礎項目）					③	／	
小計（創意工夫項目）					／		
加減点数合計					④	／ 35.0	
⑤ 業務評定点（総合点：減点無し） 標準点65+加減点数合計得点④ （基礎点 65+③ 点） （管理技術者評定点 65+35×①÷② 点）						点	
⑥ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点						点	
⑦ 業務完了後に生じた事由による減点						点	
業務評定点（総合点） ⑤+⑥+⑦						点	

注1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。

注2) 加減点数合計は、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算して算出している。

注3) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注4) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

別表1

## 業務評定点の内訳

委託業務名： \_\_\_\_\_

評定の対象が要綱第2三号に規定する業務

加減点数の 評価項目 別内訳	評価項目		評価の視点	得点 / 配点
	専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認内容 打合せ資料の内容 十分な技術力	/
管理技術力	迅速性 工程管理能力 調整能力	実施手順、工程計画 実施体制 打合せ内容の理解、記録 内部関係者（業務委託者内）への情報伝達 工程管理	/	
	品質管理能力	ミス防止の実施	/	
	弾力性等	当初工程計画の変更	/	
コミュニケーション力	説明力 表現力 協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	/	
取組姿勢 社会性	責任感 積極性	責任感の強さ、積極性	/	
施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認		目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無	/	
加減点数合計			① /	
② 業務評定点（総合点：減点無し） 65+①				点
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点				点
④ 業務完了後に生じた事由による減点				点
業務評定点（総合点） ②+③+④				点

注1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。

## 業務評定点の内訳

委託業務名： \_\_\_\_\_

評定の対象が要綱第2五に規定する業務

	評価項目		評価の視点	項目の分類	得点	配点	
	加 減 点 数 の 評 価 項 目 別 内 訳	業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎	／	
管理技術者の能力			業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	①	／	②
主任担当技術者の能力			他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	／		
業務の実施状況		業務履行中の説明資料に関する評価	記載の程度、説明資料の内容	基礎	／		
		調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎	／		
				創意工夫	／		
与条件の理解、業務への反映		基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、関係機関等との調整	基礎	／			
			創意工夫	／			
業務目的の達成度		業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎	／		
		課題への対応	提案力、改善力	創意工夫	／		
小計（基礎項目）					③	／	
小計（創意工夫項目）						／	
加減点数合計					④	／	
⑤ 業務評定点（総合点：減点無し） 65+④ （基礎点 65+③ 65.0 点） （管理技術者評定点 65+35×①÷② 65.0 点）						点	
⑥ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点						点	
⑦ 業務完了後に生じた事由による減点						点	
業務評定点（総合点） ⑤+⑥+⑦						点	

注1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。

注2) 加減点数合計は、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算して算出している。

注3) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注4) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

令和 年 第 号  
月 日

様

高知県知事

委託業務成績評定について（再通知）

下記委託業務について、高知県建築設計等委託業務成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

委 託 番 号	
委 託 業 務 名	
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 評 定 点	点
※ 項目別評定点は、別表 1 のとおり。	

# 委託業務成績評定結果説明請求書

(発注者)

令和 年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

委託業務成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発注機関名	
委託番号	
委託業務名	
委託場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

# 委託業務成績評定結果説明請求回答書

令和 年 月 日

(説明請求者)

様

委託業務成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

発注機関名	
委託番号	
委託業務名	
委託場所	
説明を求める事項	
説明内容	